

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に関する経費について（令和3年度決算）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%、令和元年10月1日から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 141,776 千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 2,035,974 千円

（単位：千円）

区分		令和3年度 決算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
			国・道支出金	その他		
社会福祉	障がい者福祉	343,982	244,675	43,248	56,059	110,958
	高齢者福祉	188,615	3,184	28,011	157,420	
	児童福祉	1,189,072	464,614	176,891	547,567	
	母子福祉	25,704	5,745	9,266	10,693	
	（小計）	1,747,373	718,218	257,416	771,739	
社会保険	国民健康保険事業	72,313	34,680	0	37,633	22,922
	介護保険事業	8,767	0	0	8,767	
	後期高齢者医療事業	136,410	23,381	0	113,029	
	（小計）	217,490	58,061	0	159,429	
保健衛生	疾病予防	41,720	1,484	12,961	27,275	7,896
	母子保健	12,014	0	1,750	10,264	
	医療	17,377	0	0	17,377	
	（小計）	71,111	1,484	14,711	54,916	
合計		2,035,974	777,763	272,127	986,084	141,776

※各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。